

次期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議の進め方について

平成 25 年 10 月 30 日
基本計画部会決定

平成 25 年 10 月 30 日に総務大臣から諮問された諮問第 58 号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」に係る審議については、以下を踏まえて審議を進める。

1 審議の視点

今回諮問された基本計画案（以下「諮問案」という。）は、統計委員会が平成 25 年 10 月 9 日に取りまとめた「平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果」における「次期基本計画に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に沿って作成されているとの前提のもと、以下の視点を踏まえて審議を行う。

(1) 「基本的な考え方」の的確な反映

- ① 諮問案は、「基本的な考え方」に記載された各事項の明確化が図られているか。
- ② 諮問案の各事項の実施時期は適切か。また、関連する他の施策の実施時期との整合やプライオリティにも配慮されているか。

(2) 諮問案で新たに追加された事項の確認

「基本的な考え方」に記載されていない事項で諮問案に盛り込まれた事項は適切か。

(3) 統計委員会として更に追加すべき事項の検討

「基本的な考え方」を取りまとめた後の社会経済情勢の変化、新たに公表された統計、統計委員会における基幹統計に係る審議状況等を踏まえて、答申に追加すべき事項はないか。

2 審議の手順

諮問案の多岐にわたる事項を効率的に審議するため、以下の手順を進める。

- (1) 次期基本計画の閣議決定までの流れを確認するとともに、審議の進め方を決定する。
- (2) 基本計画部会の下に、別添 1 のとおりワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、別添 2 の担当分野について上記 1 の視点に沿った審議を行う。
- (3) 各 WG は、その審議結果を基本計画部会に報告する。
- (4) 基本計画部会において、①諮問案の第 1 及び第 4 の記載の確認、②上記(2)の WG 審議結果、③諮問案に対する意見募集の結果、④基幹統計調査に係る答申における「今後の課題」、⑤関係府省等による実現性の観点からの意見等を総合的に勘案し、答申案を取りまとめる。

3 審議結果のまとめ方

基本計画部会における審議結果は、答申案として取りまとめ、統計委員会に報告する。この答申案は、諮問案の適否とともに、諮問案を修正すべき事項の修正内容とその理由を記載したものとする。また、各 WG の審議結果報告も同様の方針で取りまとめる。

4 審議スケジュール

別添 3 のスケジュールを基本に審議を進め、平成 26 年 1 月を目途に答申案を取りまとめる。